# 習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 全般に係る意見 | – | – | 本計画のタイトルは「習志野市前期基本計画」であるにもかかわらず、章立てが「Ⅰ 財政計画」「Ⅱ 市政経営の基本方針」「Ⅲ 前期基本計画」となっており、三者の関係が理解しにくい。<br>それぞれの章の位置づけを文書冒頭等で整理して説明すべき。また、I，II と III，IV の内容が整合していることを確認されたい。 | 中島委員 | 御意見を踏まえ、資料2-1のⅠ～Ⅲの関係性については、各章の位置づけに係る説明を追記します。I，II と III，IVの整合についても、留意してまいります。 |
| 2 | 全般に係る意見 | – | – | 習志野市 Web サイトに掲載されている「後期基本計画（2020 年度～2025 年度）」のように、「計画の策定にあたって（策定経緯，概況，市民の声，実績と課題）」の章を冒頭に置いた上で、その後に「前期基本計画」を掲げる構成とすべき。<br>（最終的にはそのように整理されるものと推察するが、素案の段階でも方向性が示されていると良い。） | 中島委員 | 最終的な構成については、より分かりやすい内容となるよう最終的に調整を行う予定ですが、全体構成イメージは審議資料3のとおりです。<br><br>令和8年度は新たな基本構想の始期であることから、平成26年3月発行の「習志野市長期計画　基本構想・基本計画」（H26.4～R8.3）（https://www.city.narashino.lg.jp/material/files/group/50/basic-conception-plan.pdf）に合わせた構成としております。このうち、「長期計画（総合計画）の策定にあたって」及び「基本構想」については、昨年度審議会及び令和7年5月のパブリックコメントでお示ししています。<br>基本構想については、令和7年習志野市議会第3回定例会において議決が得られましたら、本年10月中に公表を予定しています。なお、序論部分となる、「長期計画（総合計画）の策定にあたって」については、最新値への更新、図表の修正作業等を行った後に、今年度末までに最終版を公表する予定です。また、御意見を踏まえ、本年11月に実施予定の前期基本計画（案）に係るパブリックコメントでは、概要版を活用するなど、序論、基本構想、基本計画の全体構成が分かるよう、工夫してまいります。 |
| 3 | 全般に係る意見 | – | – | 「まちの状態を表す指標」「取組の進捗状況を測定するための指標」が参考資料として掲載されるとのことだが、これらの指標全体の取り扱い方法（指標を測定する時期，公開方法，見直しプロセスなど）が決まっていれば、それを示すことが望ましい。また、主要な指標に関しては、参考資料だけではなく、本文中に掲載すべきと考える。 | 中島委員 | 御意見を踏まえ、指標の取り扱い方法（計画の進捗管理）について、参考資料とする指標一覧の冒頭に追記いたします。<br>なお、指標については、「行政評価」の仕組みの中で活用することを想定しており、現在は例年、実施次年度の上半期に庁内担当課における評価、並びに総合政策課による集約・分析等を行っており、例年9月又は10月開催の長期計画審議会にて、「実施計画の進捗」として報告するとともに、10月中旬までに市ホームページに達成状況等を公開しております。<br>実施計画更新のタイミングで（4年毎）で指標の妥当性を含め見直しを行う予定であることから、「前期基本計画」本文中への記載については、見送ることといたします。 |
| 4 | 全般に係る意見 | – | – | Ⅲ 前期基本計画<br>Ⅲ-１ 施策体系<br>Ⅲ-２ 施策の見方<br>後日掲載予定の個所は、この審議会の委員が確認できるのか。 | 下田委員 | Ⅲ-1及びⅢ-2は内容に関する記述ではないことから、パブリックコメント後の校正段階で整理する予定であり、第2回審議会資料には含めておりません。<br>なお、Ⅲ-１ 施策体系は、資料2-2の転記、Ⅲ-２ 施策の見方は、本計画の構成を解説する内容を予定しております（後期基本計画P.48参照）。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 全般に係る意見 | － | － | 習志野市後期基本計画：令和２年度～令和７年度【2020年度～2025年度】では、「後期基本計画の策定にあたって」の項目があった。今回は、作成されるのか。<br>【後期基本計画の策定にあたって】<br>Ⅰ　後期基本計画の策定<br>Ⅱ　習志野市の概要<br>Ⅲ　まちづくりについての「市民の声」<br>Ⅳ　前期基本計画およびまち・ひと・しごとと創世総合戦略の実績と課題<br>Ⅴ　まちづくりの課題 | 下田委員 | 前年度の本審議会や5月実施のパブリックコメントにおいて「長期計画（総合計画）の策定にあたって」を示しており、同資料が、新たな基本構想及び基本計画の序論部分となるものです。<br>前期基本計画（H26-R1年度）及び後期基本計画（R2-R7年度）との構成比較については、審議資料3のとおりです。 |
| 6 | 全般に係る意見 | － | － | 習志野市後期基本計画：令和２年度～令和７年度【2020年度～2025年度】では、「後期基本計画で取り組む重点事項」という項目があったが、今回の前期基本計画（素案）令和７年８月１３日版には記載はない。今後、追加されるのか、否か。 | 下田委員 | 後期基本計画（R2-R7年度）では、前期の振り返りを踏まえて、次の6年間で重点とすべき戦略イメージや事項を新たに掲げていました。<br>一方、平成26年度から令和元年度の前期基本計画では、基本構想と連動する形で、前期基本計画の「重点プロジェクト」として、1．公共施設の再生、2．財政健全化、3．協働型社会の構築の3点を掲げていました。<br>今回の新たな前期基本計画においては、基本構想と同時期に策定することを踏まえ、平成26年度の現基本基本構想及び前期基本計画策定時の考え方と同様に、「市政経営の基本方針」をすべての施策に関わる重要な位置づけとすることから、新たな重点事項を設ける予定はございません。（審議資料3参照） |
| 7 | 全般に係る意見 | － | － | 国の施策や、すでにある目標年次が2030年であるものは、「半期ごとに、基本計画、さらに4年毎に実施計画を定め、実施計画については毎年の行政評価で振り返りを行いながら、時代の変化を捉えていく」と考えればよいのか。 | 下田委員 | 基本計画は8年間、実施計画は4年間を計画期間としております。<br>本市計画の計画期間中における、国の新たな施策展開や、SDGsのような国際的な動きについて、どのように本市計画に取り入れるのかについては、<br>4年毎の実施計画策定のタイミング（R12・R16・R20の前年）において、直近の国等の動向を捉え反映する予定です。また、実施計画については、毎年の行政評価で振り返りを行います。 |
| 8 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 多様な主体との連携 | 「1 市民活動団体の情報収集と発信の場・交流の場・作業の場・出会いの場・協働推進の場」とあるが、「市民協働インフォメーションルーム」の記載があったほうがわかりやすい。 | 下田委員 | 「市民協働インフォメーションルーム」の注釈番号「1」が消えていたため、訂正いたします。 |
| 9 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 多様な主体との連携 | 「市民協働」によるまちづくりの推進<br>市民活動の拠点である「市民協働インフォメーションルーム」は、P６令和元（2019）年度の１万389人から令和６（2024）年度の3,047人に減少している。拠点の周知、具体的な利用方法についてはホームページで説明があるが、現状の方法でいいのか。<br>また、減少しているが、サンロード津田沼５階で場を提供していくのか。 | 下田委員 | 利用人数の減少は市民活動全体の停滞傾向によるところが大きいことから、団体の負担感軽減や新たな担い手の掘り起こしにより活性化を図る考えです。<br>設置場所については随時適切な場所を検討しますが、現時点においては市内外から集いやすい立地のサンロード津田沼での提供を継続する予定です。<br>御意見を踏まえ、P6.主要課題及びP7.「市民協働によるまちづくりの推進」を追記修正いたします。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 10 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 多様な主体との連携 | 「市民協働」によるまちづくりの推進<br>各施策において市民協働、イベントの実施、文化・スポーツを楽しむ人数を増やす、などの記述が多く見られる。また、フューチャーセンターについても触れられているが、正直まだまだ認知度は低いと思う。大久保近辺でもそれほど興味を持たれていないと感じる。そもそも公民館や図書館は一部の人にしか利用されていない。まずは公民館・図書館等、市の施設に足を踏み入れてもらうことが必要ではないか。<br>訪れることで官民問わずいろいろな活動を知ってもらったり、あるいは今後の施設の再生に関して考えるきっかけにしてもらいたい。<br>デジタルスタンプラリーの実施はよかったと思うので、同様に市内を横断するような内容、かつ人々が特定の日時・場所に一度に集まるのではない、個々の都合に合わせて取り組めるイベントの実施に積極的に取り組んではどうか。 | 井上委員 | 基本構想の「Ⅱまちづくりの基本的な考え方」において、「多彩で豊かな交流」を培い、「交流が広がるまち」を育むことを掲げており、人や資源が、世代や分野を超えてつながり、幾度も交流することや、本市に関係するすべての人が夢や希望に向かって、やりたいことをアクティブに行動できるまちづくりに取り組む方向性を示しております。御意見のとおり、市の施設に訪れてもらうことや様々なイベントの活用を含めて、「交流」をキーワードとしております。前期基本計画においても、同様の考え方に基づき、多様な主体との連携などにより、各施策を進めることとしております。8年間の計画であることから、具体的なイベント実施への言及は行いませんが、御意見を踏まえ、各施策に基づく各事業の実施に取り組んでまいります。 |
| 11 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 多様な主体との連携 | 広報・広聴機能の充実<br>どの施策においても広報活動が重要であるとの認識と感じた。<br>ターゲットによって、広報のやり方も変えた方が相手に届くと思う。<br>特に大学生世代や単身の若者世代に届けたい内容は、大学生と連携してみてはどうだろうか。<br>P３３消費者トラブルや、P５７地域活動への参加など。<br>チラシ作成・動画編集等を大学経由で委託できれば、P71ともかかわってくると思う。（思い付きで書いています、すみません。）<br>あるいは、消防団に大学生が加入してくれている地域もあるが、消防団員の大学生に協力してもらい、避難訓練への参加や防災の観点から自治会に加入してもらうことを呼びかけるなど、部署をまたがっての広報活動が必要かと思う。<br>細かいことはともかく、広報活動自体に関しても市民や民間との連携を考えていくことを記載してはどうか。 | 井上委員 | 基本構想及び前期基本計画に掲げる「市政経営の基本方針」は、行政として施策や事業を進めるために、すべての施策に共通して踏まえるべき事項として定めるものであり、そのような考えのもと「広報・広聴機能の充実」を「基本方針 多様な主体との連携」の中に位置付けております。<br>対象に応じて効果的な広報手段を活用することについては、様々な担い手や媒体を活用しながら広報活動を強化する旨を記載しております（P.7）。<br>また、広報活動自体に関しても、P.7「基本方針推進によるまちの姿」に示すとおり、市民と行政の双方向のコミュニケーションを図り、多様な主体が相互に補完・協力し合うよう進めてまいります。<br>大学生との連携については、現在も大学生を仲介する地域の若者への支援や、包括連携協定に基づく各分野での連携に取り組んでおります。御意見の学生消防団員による広報については、本分である学業と消防団活動を両立しながら地域貢献を果たしていただく範囲内で、消防団員として参加する地域の避難訓練等における広報などの連携協力について、検討してまいります。<br>以上のことから、素案は原文どおりといたしますが、意見を踏まえ計画を推進してまいります。 |
| 12 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 多様な主体との連携 | 基本方針推進によるまちの姿「市民と行政の双方向によるコミュニケーションが活発なまちにするとともに、より良い地域社会を形成するために、広範な分野において多様な主体が相互に補完・協力し合うまちにします」とあるが、施策の成果を表す指標を示していくのか。<br><br>※他、全ての項目「施策の成果を表す指標」を示すのか。 | 下田委員 | 「Ⅱ市政経営の基本方針」及び「Ⅲ-3将来都市像を実現する3つのピース」におけるすべての施策において、指標を定め進捗管理を行うこととしておりますが、「Ⅱ市政経営の基本方針」の進捗管理については、今後定める「（仮称）習志野市前期市政経営プラン」において、具体的な取組項目と目標を定め、推進することを検討しております。 |
| 13 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 多様な主体との連携 | 広報・広聴機能の充実<br>８０歳以上のインタネットを利用できない（45.1%）市民へは紙媒体だけではなく、他の対策を考える必要はないだろうか。また、自治会に加入していない市民には、回覧板はまわらないため、地域の情報を得ることができているのか。 | 下田委員 | P.7「広報・広聴の充実」の1点目に、「様々な情報媒体を活用することで情報格差を縮小し～」と記載し、紙媒体だけではなく、他の対策を含めて対応していく旨を示していることから、原文どおりとします。<br>なお、現状においても各地域の広報掲示板や広報紙ポスティングサービス等により、自治会を通じた回覧板や市ホームページ以外の手法による情報発信に努めております。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 14 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 多様な主体との連携 | LINE公式アカウントはリンク切れ、スマートフォンで閲覧しづらいサイトへの誘導が散見される。1/3の市民が利用している媒体であるがゆえに、サービスのメンテナンスを強化することが必要。<br>YouTubeでの情報配信はアクセス数が上がっているが、市民の割合は高くない。そのギャップ理由の分析とYouTubeに拘らずInstagramなどの動画配信などを検討することを提言する。<br>（例：宮城県利府町のリール動画配信） | 宮入委員 | LINE公式アカウントのメニューにつきましては、定期的にチェックを行うとともに、最新情報の掲載に努めてまいります。<br>YouTubeでの情報配信は市民はもちろん、本市に関わる人・本市を知らない人に向けて認知度向上のため、シティプロモーションの推進を目的に配信しております。<br>本市では公式Instagramを開設しておりませんが、今後、Instagram（リール動画）についても研究・検討してまいります。 |
| 15 | 参考資料1 指標一覧 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 多様な主体との連携 | 取組の進捗状況を測定するための指標の中に、YouTubeの投稿数を挙げているが、投稿数が多ければよいかは疑問だ。<br>とはいえ、視聴回数が上がらなくても伝えるべき情報はあると思うので、視聴回数を指標とするのも難しいかと思う。<br>目標とする投票回数が多すぎると思ったが、ショート動画主体にするならこの回数でもよいかもしれない。<br>YouTubeに限らず、SNSへの投稿数、などの方がよいか。<br>対案が浮かばず申し訳ないが、再考をお願いしたい。 | 井上委員 | SNSへの投稿数とした場合、数多くのツールを活用することとなることから、現時点では指標とすることは難しいと考えております。<br>目標とする動画投稿数は、これまでの年間実績を参考にした目標値としております。 |
| 16 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 多様な主体との連携 | 広報・広聴機能の充実<br>キャッチボールメールは導入して年数が経過しているが、利便性含めて再検討の時期にきていると考える。利用率、回答までのレスポンス、他自治体でのメールベースでのコミュニケーション手段をリサーチして検討してほしい。 | 宮入委員 | キャッチボールメール及び市長メールにつきましては、令和4年9月からメールフォームを利用した方式から、ちば電子申請サービスを利用した方式に変更いたしました。これにより、最大文字数の増加やファイル添付が可能になる等、利用者の利便性が大きく向上するとともに、申出者への受付完了メールが自動送信される等、職員の負担軽減にも繋がりました。また、回答期限につきましても、複数部局で調整した上で回答するケースの増加等、質問内容が複雑化してきたことから、令和6年4月に要領の見直しを実施しました。<br>このことから、現段階では運用方法について変更する予定はありませんが、他市の状況につきましても今後調査研究してまいります。 |
| 17 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 徹底的なデジタル化 | 用語の表記について、Digital Transformation のカタカナ表記を「デジタル・トランスフォーメーション」と統一する方が一般的であり、望ましい。 | 中島委員 | 御意見のとおり、「デジタル・トランスフォーメーション」と統一いたします。 |
| 18 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 徹底的なデジタル化 | 「徹底的なデジタル化」を掲げるならば、基本施策群にも『デジタル化』を明示し、行政手続、教育、医療、防災、交通、子育て等の分野でデジタル技術を活用する方向性と分野ごとの取り組みイメージを明記する必要があると考える。(教育や防災などの各施策に教育DX や防災 DX などを足す方向性も考えられるが、デジタル化を基本施策としてはどうか) | 中島委員 | 基本構想及び前期基本計画に掲げる「市政経営の基本方針」（多様な主体との連携・徹底的なデジタル化・経済効果の追求）は、行政として施策や事業を進めるために、すべての施策に共通して踏まえるべき事項として定めるものです。よって、「デジタル化」自体を基本施策とする予定はございませんが、御意見のとおり、教育や防災など、各々の基本施策において、デジタル化を考慮していく必要性があると認識しております。 |
| 19 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 徹底的なデジタル化 | ８月２５日の審議会において、宮本市長より「オンライン会議」という話しもあったが、課題または取り組みの中に記載しなくてもよいのか。 | 下田委員 | 取組の進捗状況を測定するための指標として「庁内のオンライン会議・ペーパーレス会議の実施率」を定めております。デジタル技術の積極的な導入、活用を推進する具体的な取組の一つとして、オンライン会議が可能な環境整備ならびに利用を推進してまいります。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 参考資料1 指標一覧 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 徹底的なデジタル化 | 指標「庁内のオンライン会議・ペーパーレス会議の実施率」<br>ペーパーレスを推進している先例自治体である金沢市、宮崎市などは<br>・市長レク・副市長レクへの紙持ち込みを例外なく禁止<br>・プリンタから印刷枚数を部局ごとにカウントして可視化<br>などを行って、仕掛けづくりを推進している。このような具体的な取り組みを盛り込むことでさらなる推進を図ってほしい。 | 宮入委員 | 取組の進捗状況を測定するための指標に「庁内の印刷枚数」を追加し、お申し出の取組を通じてペーパーレスを推進してまいります。 |
| 21 | 参考資料1 指標一覧 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 徹底的なデジタル化 | 指標「キャッシュレス決済、オンライン決済導入数（累計）」<br>DX推進リーダーの育成重要な施策であるものの、導入件数にリンクしていない指標である。<br>BPRを実施したうえで、デジタル化できる業務の洗い出しを行ったうえで、それを分母にして進捗を可視化するのが良策と考える。 | 宮入委員 | 指標一覧の「キャッシュレス決済、オンライン決済導入数（累計）」と「ＤＸ推進リーダーの育成」は、対応関係に無く、それぞれ別の指標であります。より分かりやすく表記するよう、今後工夫してまいります。<br>なお、徹底的なデジタル化を含む「Ⅱ市政経営の基本方針」の進捗管理については、今後定める「（仮称）習志野市前期市政経営プラン」において、具体的な取組項目と目標を定め、推進することを検討しております。 |
| 22 | 参考資料1 指標一覧 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 徹底的なデジタル化 | 指標「オンライン化した各種申請・届け出の件数」<br>オンライン化と生成AIの導入業務数はリンクした資料ではない。<br>また、生成AIの市民向けサービス提供はハルシネーションによって、誤情報を出すことで使用を停止した事例（香川県三豊市）もあり、まずは庁内業務における活用から推進するのが良策と考える。<br>BPRを実施したうえで、デジタル化できる業務の洗い出しを行ったうえで、それを分母にして進捗を可視化するのが良策と考える。 | 宮入委員 | 指標一覧の「オンライン化した各種申請・届出の件数」と「生成ＡＩの導入業務数（累計）」は、対応関係に無く、それぞれ別の指標であります。より分かりやすく表記するよう、今後工夫してまいります。<br>なお、徹底的なデジタル化を含む「Ⅱ市政経営の基本方針」の進捗管理については、今後定める「（仮称）習志野市前期市政経営プラン」において、具体的な取組項目と目標を定め、推進することを検討しております。 |
| 23 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 経済効果の追求 | 〈主要課題〉<br>「すべての職員」は正規職員に限ってのことだろうか。派遣会社を通して市役所で働いている職員も多いので、明記してほしい。 | 井上委員 | 記載の個所は「習志野市職員のワークライフバランス推進プラン」に基づいており、委員意見の「派遣会社を通して市役所で働いている職員」は雇用関係が無く、本市の福利厚生制度が適用されないため含んでおりません。ご理解ください。 |
| 24 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 経済効果の追求 | 「行財政改革の推進、徹底」<br>部局ごとはともかく、市全体的に見たときの優先度をどう判断するのか。<br>全体的に何かを「提供する」やイベントを行うなど、各施策で市が主体となって取り組むことが多いと感じる。いわゆる「大きな政府」のように、「大きな市」だと感じた。<br>各部署で考えたことを列挙しているのだから当然だが、この書類だけでは行政でないとダメなこと、取り組みの強弱、濃淡が感じられない。<br>予算的なことで差はつけられるのだろうが、では人的な配分はどこが大局的に判断していくのか。<br>行政組織に疎いので不要な質問かもしれないが、8年間という長期にわたる計画である以上、実施期間中に重点が変わることは大いに考えられることで、全体的なかじ取りをどの部署が行っていくのか（あるいはどのレベルの会議で検討していくかでもよいが）、なにかしらの記載がほしい。 | 井上委員 | 計画推進の進捗管理については、「行政評価」の仕組みの中で行う予定であり、各年度の実施結果より取組状況を把握いたします。また、毎年度の予算編成のほか、組織体制の見直し、人的配分など、政策経営部において人事を所掌する総務部と連携しながら、取組の強弱等を大局的に判断してまいります。<br>基本計画は、基本構想で示した将来都市像を実現するための8年間の具体的な施策を示すものであることから、本文中への記載は行わず原文どおりといたします。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 経済効果の追求 | 職員の労働環境の整備や働き方改革<br>「職員からの苦情相談に対応するため、庁外の第三者による相談窓口の設置について調査・検討を行います」とあるが、現在、第三者による相談窓口がないのか。「首長トップのパワハラ」の報道があるが、習志野市として職員の第三者のよる窓口を早急に設置する考えはないのか。 | 下田委員 | 現時点では、本市独自の「第三者による窓口」は設置しておりませんが、紛争解決の援助を行う機関として、千葉県市町村総合事務組合により千葉県市町村公平委員会が設置されております。当該委員会は、地方公共団体その他の任命権者から独立した機関となります。また、本市における「第三者による窓口」の設置については、設置に向けて既に調査・研究を進めていることを、ご理解ください。<br>なお、御指摘の文章について、より分かりやすい内容となるよう、修正します。 |
| 26 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅱ市政経営の基本方針 | 経済効果の追求 | 国、県、近隣自治体との連携<br>「大規模災害や感染症の流行など」のなどは、他に何をそうていしているのでしょうか。 | 下田委員 | その他には、デジタル技術の共同利用や市境における交通インフラ整備等を想定しております。危機対応に限るものではないことから、表現を修正いたします。<br>P.11「大規模災害やデジタル技術の共同利用など～」 |
| 27 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | ― | 経済効果の追求 | ◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）<br>「習志野市公共施設等総合管理計画／令和７（2025）年度改訂」とあるが、計画期間を明示して、改訂時期を入れた方が見やすいのではないかと思う。 | 下田委員 | 「習志野市公共施設等総合管理計画」では、便宜上計画期間を明示しておりますが（令和23年度まで）、実態としては終期のない中長期的な計画であり、一定の時期に計画を見直しているものです。前期基本計画においては、長期的な計画や期間の定めのない計画に限り、策定時期または改訂時期のみ記載しております。 |
| 28 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | ― | いつまでも住み続けたい「まち」の前に、３つのピースの一つであるが、見やすくした方がわかりやすいと思う。 | 下田委員 | ３つのピースを図示するなど、ピースとの関連性が伝わるよう工夫します。なお、デザイン性（フォント・色・図表）） はR7.10月以降の校正段階で対応予定です。 |
| 29 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-1道路 | ◆計画策定時の現状と主要課題＜現状＞<br>「県内35市の中で整備率は高い方から12番目」とあるが、Ｐ２８では、「茂原市を除く県内36市の中では高い方から19番目の中位に位置しています」とあるが、県内の市の数が異なる。 | 下田委員 | 御指摘の文章は、都市計画道路の現状に関する記載であり、県内37市のうち都市計画決定していない2市（鴨川市、南房総市）を除き「県内35市」と表記しておりました。御意見を踏まえ、「道路事業の都市計画決定をしていない2市を除く県内35市の中で～」と修正いたします。 |
| 30 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-2ガス・水道・下水道 | 取組施策３ 下水道の整備・維持管理による公衆衛生・生活環境の向上<br>公共建築物をはじめ、道路、上下水道などのインフラ施設を含めた公共施設等の更新には多額の費用を要することから、限られた財源の中で適正な公共サービスを提供できるように、公共施設再生の取り組みを進める必要があります。取組施策３に「第２次習志野市下水道事業経営戦略」に基づき、管きょの適切な整備・改築及び維持管理に努めます。このような内容が記載されているが、自治会から市へ側溝等への修繕、清掃等の要望をしているが、一向に改善されない。近年の線状降水帯よる局地的な豪雨、台風等の際にマンホール、側溝の水量が増し、滞留している状況がある。「整備・改築及び維持管理に努めます」と記載しているが、限られた財源でどのように進めていくのか。実施計画に明記されるのか。 | 下田委員 | 側溝については、局地的な豪雨や台風等が発生する前に、道路冠水が発生している箇所を中心に道路パトロールを行い、適宜清掃を行っております。排水不良の箇所につきましては、適時業者による管路清掃を行っています。また、破損等により排水不良の施設については、順次補修を行ってまいります。なお、日々の維持管理については、計画を立てられるものではないことから、実施計画に明記する予定はありませんが、適切に対応してまいります。また、限られた予算の中で、優先順位等を考慮しながら維持管理を進めてまいります。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 31 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-2 ガス・水道・下水道 | 「単独で水道事業を運営している県内23市と比べると」とあるが、『県内23市』の比較している市がわからない。 | 下田委員 | ご意見を踏まえ、文章内容を修正するとともに、以下の注釈を挿入いたします。<br><br>＜文章＞<br>本市の水道施設について、単独で水道事業を運営している県内23市全38事業者でと比べると、法定耐用年数を超えた管路延長の割合であり、管路の老朽化の度合いを示す「管路経年化率」は令和４（2022）年度末現在9.1%で低い方から~~4~~ ８番目の上位、また、「基幹管路の耐震適合率」は令和３（2021）年度末現在56.3%で高い方から~~14~~ 18番目の中位となっています。※注釈<br>＜注釈＞<br>引用：令和6年3月29日付事務連絡 総務省自治財政局公営企業経営室「水道施設の適切な更新・耐震化等について」<br>※勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町が令和7年4月に「夷隅郡市広域市町村圏事務組合」として水道事業を統合しており、現在、県内水道事業者は35事業者となっています。<br>※令和10年度から給水開始予定の芝山町を除きます。 |
| 32 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-2 ガス・水道・下水道 | ◆取組施策１ ガスの安定供給<br>「市独自の目標使用年数を設定」とあるが、これはどこを確認すればわかるのか。 | 下田委員 | 現在、公表している資料等はございません。<br>内部の指針としている「習志野市企業局ガス本支管長期整備方針（令和6年3月改定）」の策定の際に、有資格者による会議にて検討を行い、各管種別の目標耐用年数を定めています。 |
| 33 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-2 ガス・水道・下水道 | ◆取組施策２ 水道水の安定供給<br>「ダウンサイジング等」は、日本語の方がわかりやすい。 | 下田委員 | 以下の注釈を挿入いたします。<br>＜注釈＞<br>事業の効率化を目的とした、施設の統廃合、規模・能力の減少、管路の減径・短縮等の取り組みのこと。 |
| 34 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-2 ガス・水道・下水道 | ◆取組施策４ 企業局舎の更新及びサービスの向上<br>「現在の企業局舎の早期更新を図ります」とあるが、建て替えの計画があるのか。 | 下田委員 | 現企業局舎における老朽化への対応や災害時の機能強化を図ることを目的として、令和7年5月に「習志野市企業局局舎更新基本計画」を策定しました。<br>令和7年9月現在、基本設計業務を進めており、令和8年度～令和11年度に実施設計及び建設工事を計画しています。 |
| 35 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-3 公園・緑地 | ◆計画策定時の現状と主要課題＜現状＞<br>「段丘斜面や谷津地形などには現在も比較的多くの緑が存在し」とあるが、何と比較して「比較的多くの緑」と記載しているのか。 | 下田委員 | 左記の文面の「比較的多くの緑」は、全国や他市等での比較で記載しているものではないことから、「比較的」を削除いたします。 |
| 36 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-3 公園・緑地 | ◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）<br>「習志野市緑道橋長寿命化修繕計画／令和７（2025）年3月策定」は、年度で策定している計画なのか。 | 下田委員 | 本計画は、計画期間を50年として策定したものであり、各年度に策定している計画ではありません。長期的な計画や期間の定めのない計画は、一定の時期に計画を見直すことが想定されることから、前期基本計画においては、策定時期または改訂時期のみ記載しております。 |
| 37 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-3 公園・緑地 | ◆取組施策<br>１ 公園や緑地の適正な配置及び管理・運営<br>「公園や緑地の適正配置」とは、習志野市緑の基本計画に示されているのか。 | 下田委員 | 習志野市緑の基本計画で、緑地の配置方針を示しております。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 38 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-3 公園・緑地 | ◆取組施策「公園や緑地の美化」の内容を入れてほしい。道路に面している公園、緑地のポイ捨てが目立つ。また、公園や緑地でのペットの糞尿、樹木の根元に尿をかけていく行為があり、園庭のない保育園の子どもが戸外活動、親子での虫取りをしている姿を見ると衛生的に大丈夫か気になる。 | 下田委員 | ポイ捨てなどへの対策や美化については、基本施策1-1-4地球温暖化対策・生活環境・自然環境の取組施策3「都市環境の美化と保全」（P.22）に記述していますので、原文どおりといたします。 |
| 39 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境 | ◆計画策定時の現状と主要課題<br>＜現状＞「全14施策中（その他を含む）」とあるが、14施策とは何かわからない。 | 下田委員 | 市民意識調査の結果から、「地球温暖化対策」への関心が高いことを示すための記述であることから、記述の趣旨を鑑み「全14施策中（その他を含む）」を削除いたします。 |
| 40 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境 | ◆計画策定時の現状と主要課題＜主要課題＞<br>「幅広い世代が環境について学ぶ機会の充実を図る必要があります」とあるが、この「環境」とは、生活環境・自然環境を指しているのか。 | 下田委員 | 地球温暖化対策・生活環境・自然環境すべてを含む「環境」を指すものです。 |
| 41 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境 | 取組施策２ 生活環境の保全<br>「建設工事に伴う騒音・振動など」以外にも、公園、緑地の除草、剪定の際の騒音などが突然、始まるので、工夫をしてほしい。 | 下田委員 | 「公園緑地の除草・剪定の際の騒音」に関しましては、突然の苦情対応のほか、定期的な除草、剪定においても範囲が広く、また天候に左右されることから、事前周知は困難です。ご理解ください。<br>なお、本項「取組施策2 生活環境の保全」（P.22）は、公害対策等の記述となりますので、原文どおりといたします。 |
| 42 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境 | 取組施策３ 都市環境の美化と保全<br>「地域の美観を保つため」の広告の規制を定める条例等はないのか。 | 下田委員 | 本市では、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、「屋外広告物法」、「千葉県屋外広告物条例」、「同条例施行規則」、「習志野市屋外広告物の取扱いに関する規則」に基づき、屋外広告物の設置に対して許可を行っております。 |
| 43 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境 | 取組施策４ 谷津干潟の保全と活用<br>「ラムサール条約登録湿地のあるオーストラリアのブリスベン市との国際交流、関係市町村との情報共有、管理者である環境省との協働など」とあるが、環境省との協働以外に何かあるのか。 | 下田委員 | 谷津干潟の保全活用については環境省のほか、市民・ボランティア、民間企業等との協働があります。 |
| 44 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境 | 取組施策５ 自然景観を活用した魅力の創出<br>「新たな民間活力の導入に向けた手法などの検討に取り組みます」とあるが、習志野市がすでに導入しているPFI（Private Finance Initiative）、指定管理制度のほかに、公募設置管理制度（Park-PFI）を想定しているのか。 | 下田委員 | PFI、指定管理者制度、Park-PFIのほか、包括的民間委託、業務のアウトソーシングなど、様々な手法を検討してまいります。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 45 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境 | 取組施策６ 環境教育・環境学習<br>「谷津干潟自然観察センターの環境教育及び環境学習の拠点としての機能の維持・強化を図ります」とあるが、指定管理者（習志野谷津干潟ワイズユース・パートナーズ）が2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間で管理運営をしている。指定管理者は、事業計画書で「環境教育及び環境学習の拠点としての機能の維持・強化」について自主提案、要項・仕様書に記載されている事業、管理運営業務があると思われる。施設名を明記する必要があるのか。<br><br>小学校、中学校、高校や、幼稚園、保育園、こども園等の環境教育・環境学習についての記載を入れた方がいいのではないか。 | 下田委員 | 指定管理者制度では、仕様書において管理業務の内容、事業のサービス水準、自主事業の実施等を定めていますが、個別具体的な事業内容までは規定しておりません。各年度の具体的な事業内容は、毎年度作成する事業計画書に定めており、事業計画の策定に当たっては、基本計画の趣旨に沿った事業内容としています。<br>谷津干潟自然観察センターの名称は「習志野市都市公園設置及び管理に関する条例」にて定められており、指定管理者が変更となった場合においても、名称が変わることはないため、施設名を記載することに支障はないと考えております。<br>また、環境教育については、「取組施策6 環境教育・環境学習」に記載していることから（P.23）、原文どおりといたします。<br>なお、習志野市環境基本計画において、谷津干潟自然観察センターは環境学習の拠点と位置付けています。 |
| 46 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-2-1 防災・危機管理 | ◆計画策定時の現状と主要課題＜現状＞<br>「本市が独自に千葉県北西部直下地震による主な被害を予測した結果、建物被害のうち全壊棟数は2,370棟（全建物棟数比６％）、半壊棟数は5,672棟（15%）、また、避難所及び避難所外への避難者数は最大で地震発生後２週間で約6万6 千人に及ぶと想定しています」とあるが、現在の避難場所で対応が可能であるのか。また、酷暑、厳寒でも対応できる避難所の整備がされているのか。 | 下田委員 | 想定最大避難者数の内訳について、学校等の避難所への避難者が26,305人、自宅や親戚・知人宅等の避難所外への避難者が39,457人となっております。<br>現在の避難場所での対応の可否につきましては、小学校区ごとに分析しますと対応できる地区とできない地区とに分かれます。また、国が推奨する避難所生活空間のスフィア基準を引用しますと学校の教室等を活用しないと対応が出来ない状況であります。このため、本市では自宅に大きな被害がない場合、自宅に留まって避難生活を送る「在宅避難」を推奨しており、市ホームページの掲載やリーフレットの配布等により周知・啓発を図っております。<br>酷暑・厳寒対応でありますが、今年度、避難所となる市立小・中学校及び習志野高校の体育館にエアコンの設置を行っているほか、飲料水、大型扇風機及び毛布、使い捨てカイロ、アルミブランケット等、防災資機材の備蓄と学校管理のヒーターなどを使用できるよう整備しております。 |
| 47 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-2-1 防災・危機管理 | ◆計画策定時の現状と主要課題＜主要課題＞<br>防災・危機管理として、大規模な自然災害、大規模なシステム障害、感染症のパンデミック、その他の事態（大規模な停電、テロ・紛争、職員のストライキなど）に備えて、BCP（事業継続計画）を策定し、非常時でも最低限の行政サービスを継続できる体制を整えているのか。<br>BCP（事業継続計画）を策定しているのか。 | 下田委員 | 本市では、BCP（事業継続計画）策定済みとなっております。 |
| 48 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-2-1 防災・危機管理 | ◆計画策定時の現状と主要課題<br>「１市５町１村の広域市町村圏組合で組織された茂原市を除く県内36市の中では高い方から19 番目の中位に位置しています」とあるが、Ｐ１４と県内の市の数が異なる。 | 下田委員 | 計画全般を通じて、整合を図ります。<br>（P.14の表記を修正。P.28の文章は文言整理の結果、削除。） |
| 49 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-2-1 防災・危機管理 | ◆取組施策　２ 地域防災力の向上<br>災害被災地での避難生活において、女性のリーダーがいないことから生じる問題も多いと聞く。<br>防災講座の実施もよいが、各地域コミュニティにおける、防災に関する女性リーダー育成・選定の支援を盛り込んではどうか。 | 井上委員 | 地域防災における担い手の育成は必要であると認識しております。ご意見の女性リーダーを含む様々な担い手を育成するため、「地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実践できるよう、自主防災組織の設立や活動を支援し、女性リーダーを含めた担い手の育成に努めます。」と修正します。<br>なお、本市では、各避難所で運営等の支援を行う避難所配備職員について、全ての避難所に1名以上の女性職員を配置し、女性に配慮した避難環境の整備と問題解消に努めております。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 50 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-2-2 消防・救急 | ◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）関連する主な個別計画の期間はないのか？<br>・消防施設の整備方針／令和７（2025）年度～いつまで<br>・消防車両等整備更新計画／令和６（2024）年度～いつまで<br>・救急高度化推進計画／令和８（2026）年度～いつまで<br>・市民主導型救命講習実施計画／令和８（2026）年度～いつまで | 下田委員 | 計画の終期を以下のとおり追記いたします。<br>・消防施設の整備方針／令和７（2025）年度～令和13（2031）年度<br>・消防車両等整備更新計画／令和６（2024）年度～令和17（2035）年度<br>・救急高度化推進計画／令和８（2026）年度～令和15（2033）年度<br>・市民主導型救命講習実施計画／令和８（2026）年度～令和15（2033）年度 |
| 51 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-2-2 消防・救急 | 取組施策２ 救急体制の充実「質の高い救急医療を提供するため、救急救命士を含む救急隊員の養成や資質向上、技術の高度化を推進します」とあるが、質を高めるには、過酷な労働環境の改善、精神的・肉体的負担の軽減、キャリアパスの多様化に取り組んでいるのか。 | 下田委員 | 【過酷な労働環境の改善】への取り組み<br>救急出場件数の増加や連続出場による救急活動時間の延伸に対して、飲食が可能となるよう病院内の売店や自動販売機の利用及び引揚途上のコンビニエンスストア等の利用を認めております。<br>【精神的・肉体的負担の軽減】への取り組み<br>令和６年５月から日勤救急隊を１隊増隊し、さらには令和８年度からその日勤救急隊を２４時間の常時運用隊とする予定となっております。その他にも消防隊員と乗車乗り換えを実施し、負担の軽減を図っております。<br>【キャリアパスの多様化】への取り組み<br>JPTEC、ACLS、BLS、PEARS、ICLSなどの資格取得可能な研修費を負担しております。 |
| 52 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-2-2 消防・救急 | 取組施策２ 救急体制の充実「低年齢層をはじめ市民全体の救命に対する意識の向上を図ります」の低年齢層とは法律や学術的な定義のように明確な基準はないので、人によってとらえ方がことなると考える。 | 下田委員 | 本市消防本部が実施する、救命入門コース（１時間３０分）の講習は、「小学校中高学年（概ね１０歳以上）を対象とする講習」であり、市内の小学生に実施しております。また、市内の中学生、高校生にも普通救命講習を実施しており、このことから本取組における低年齢層とは、「概ね１０歳以上の小学生から高校生まで」と考えております。<br>なお、今回の御意見を踏まえ「低年齢層」を「救命講習の対象となる市内の小学生、中学生及び高校生」に修正いたします。 |
| 53 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-2-3 防犯・交通安全 | ２ 交通安全教育の推進・交通安全施設の整備<br>【追加をしてほしい】<br>2026年4月1日から、自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度（通称：青切符）」が導入される。制度の導入により、自転車利用者一人ひとりが、交通ルールやマナーをより一層遵守し、安全運転を心がけることが求められる。この内容を入れる必要はないか。 | 下田委員 | 現時点では目新しい青切符制度ですが、既に赤切符制度・自転車運転者講習制度など自転車の違反に対して罰則制度があります。<br>今回の青切符制度は、長期的にみたときに他ルール同様定着すると想定されるため別途追加はせず、P.31取組施策2「交通安全教室」の記述を一部修正し、以下のとおり追記することとします。<br><br>こどもから高齢者まで幅広い年齢層に対して自転車の青切符制度を含めた交通ルールの周知・徹底を図るため、警察や交通安全協会などの関係機関との連携のもと、高い実効性を伴った交通安全教室を実施します。 |
| 54 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策 1-2-3 防犯・交通安全 | 現行案では、交通事故に関して「高齢者事故防止」「交通安全教育」「インフラ整備」が主に取り上げられている。危険運転抑止の観点から、警察や民間事業者と連携した車両へのドライブレコーダー普及促進や、増加する高齢運転者への対応、取締・監視強化や市民参加型通報の仕組みなど、危険運転を防止する取組施策が必要と考える。 | 中島委員 | 市が実施できる施策として危険運転防止に特化した取組は考え難いため、P.31取組施策2「交通安全教室」において危険運転を含めた交通ルールの周知に取り組むこととし、計画に別途追記することは考えていませんが、警察との意見交換の場である習志野警察署協議会等をとおして危険運転への取組について要望してまいります。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 55 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-2-3 防犯・交通安全 | 高齢者の方を狙う犯罪も巧妙化しており、特殊詐欺等も問題になっています。基本施策1-2-3 防犯・交通安全内に特殊詐欺について触れていますが、課題と取り組みの中では防犯に主眼が置かれています。高齢者の生命の安全だけでなく、生活と財産を守るためにも、可能ならば、それらを念頭においた予防・支援に関する記述があっても良いと考えます。 | 中川委員 | 基本施策1-2-3防犯・交通安全取組施策１「犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進」（P.31）では犯罪の予防や支援の観点も考慮していることから、原文どおりといたします。 |
| 56 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-2-4 消費生活 | ◆計画策定時の現状と主要課題＜主要課題＞<br>市消費生活センターの認知度を上げ、役割、相談窓口、活用方法などを高める取り組みしていく必要はないか。 | 下田委員 | 市消費生活センターの認知度を上げ、役割、相談窓口、活用方法などを高める取り組みについては、基本施策1-2-4「取組施策1 安心して消費生活相談のできる体制づくり」（P.33）に記載していることから、原文どおりといたします。 |
| 57 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策1-2-4 消費生活 | 取組施策２ 自立した消費者となるための消費者教育の推進<br>「各年代の特性に応じた消費者教育や出前講座を実施」とあるが、他の施策で「出前事業」などは実施していないのか。 | 下田委員 | 市民と協働したまちづくりを行い、開かれた市役所を実現するために行政情報を積極的に提供することを目的として「まちづくり出前講座」を実施しております。まちづくり出前講座のメニューは、多岐にわたる各分野で展開しており、令和7年度は82のテーマを市ホームページ等で御案内しております。 |
| 58 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-1-1 健康・医療 | 取組施策３ 医療・感染症予防対策の充実と対応能力の強化<br>「定期的に新型インフルエンザ等対策本部の開設訓練や感染症対応物品の計画的な備蓄、円滑な予防接種体制の準備などに取り組み、新たな感染症への対策強化を推進します」とある。自治体によりワクチンの補助が異なる話を聞くが、習志野市は近隣市と比較して充実しているのか。 | 下田委員 | 予防接種法に定められた予防接種には、A類疾病とB類疾病の予防接種に分けられます。<br>A類疾病は、麻しん・風しん・日本脳炎等主に集団予防、重篤な疾病予防に重点を置いたものであり、本人に努力義務があり接種勧奨があるため、全て公費負担で実施しております。<br>B類疾病はインフルエンザ、新型コロナウイルス感染所等主に個人予防に重点を置いたものであり、本人の努力義務はなく接種勧奨がありません。個人の受益となる接種のため、自己負担額については、各ワクチン代と接種に係る諸費用を基に、希望者が接種できるよう配慮し決定しております。<br>近隣市においては、財政状況により自己負担額は異なりますが、B類疾病については概ね同程度の自己負担額が設定されております。 |
| 59 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-1-2 高齢者福祉 | ◆取組施策１ 高齢者支援体制の充実<br>「介護予防・健康づくりに取り組む住民主体の活動団体に対し、補助金の交付などの支援を行います」とあるが、「住民」「市民」の表記を統一したほうがいいのではないか。 | 下田委員 | 計画全般を通じた「住民」「市民」の表記の使い分けについて、今後整理します。<br>なお、本項では「地域住民」に対して実施している事業、施策であるため「住民」と表記しています。国では介護予防・健康づくりを地域の人や地域の資源等、地域で支えていく体制を構築するよう示していることから、「地域で生活している人」を意図し「住民」という表現を用いております。 |
| 60 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-1-3 障がい（児）福祉 | 表記について<br>・障がい（児）<br>・障がい者（児）<br>何か違いがあるのか。 | 下田委員 | 計画全般を通じた障がいに関わる表記について整理します。<br>人や人の状態を表す場合は「障がいのある人」とし、「障がい者（児）施策」や「障がい者就労施設等」などは、１つの単語として使用します。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 61 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-2-1こども・若者育成支援 | ◆取組施策１ 幼児教育の質の向上<br>「幼稚園・保育所・こども園のこどもたちが小学校との交流」との記載があるので、『１幼児教育の質の向上』ではなく『１乳幼児教育の質の向上』ではないか。保育園が入るのであれば、0歳児も含まれていると思う。 | 下田委員 | 取組施策１点目の様々な人との交流については、主に幼児が対象の取組としています。２点目、３点目は職員に関することであるため、「１乳幼児教育の質の向上」といたします。 |
| 62 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-2-1こども・若者育成支援 | ◆取組施策１ 幼児教育の質の向上<br>こどもの健康教育として保育所等では、性教育（プライバシーゾーン）についての教育の実施をしている事例もある。幼児期から自分の身体の理解をする機会を取り入れてほしい。 | 下田委員 | 健康教育・思春期保健の取組について、基本施策2-2-3子育て支援「取組施策3 母子保健活動の充実」へ取組内容を追記いたします。<br>「乳幼児期の保護者や児に対し、自分の体を大切にすること、いのちの大切さの理解が得られるよう、健康教育を実施するとともに、関係機関との連携によって、各年代に応じた思春期保健の取り組みを推進します。」<br>なお、保育所等においては、プライベートゾーンや自分の身体を大切にすること等について、絵本等を使用し健康教育を行っています。 |
| 63 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-2-1こども・若者育成支援 | 当該資料「習志野市前期基本計画（素案）」中に、何度か個別計画「習志野市教育振興基本計画」が記載されているが、本項だけ令和2年（2020）年度～令和7（2025）年度になっている。 | 斉藤委員 | 誤記のため、「習志野市教育振興基本計画」令和８（2026）年度～15（2033）年度に修正（統一）いたします。 |
| 64 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-2-1こども・若者育成支援 | ◆関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）<br>習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画　第3期計画／令和2（2020）年度～令和7（2025）年度　について、<br>既に終期を迎える計画を掲載するのか。 | 斉藤委員 | 素案（8月13日時点）においては、次期の方針が確定していなかったため、今後、方針が決定した後に修正する前提で、現計画のままとしておりました。<br>第1期～第3期までの取り組みにより、こども園の整備が完了し、待機児童数は大幅に減少した状況を踏まえ、一定の成果が得られたことから、「第3期計画」の次期については、計画ではなく、今後の方向性として策定する方針が決定したことから、関連する主な個別計画からは削除します。 |
| 65 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-2-1子ども・若者育成支援 | ◆取組施策　３ 青少年健全育成の推進<br>基本施策２－２－１全体においていえることだが、「こども」と「若者」という言葉の定義が示されていないため、何歳～何歳を想定しているかがこの文書だけでは分からない。<br>そのため、特に青少年健全育成の推進の施策において、若者支援とは具体的にどのようなことを想定しているのかが想像ができない。年齢が明記されていないので、学生を想定しているのか、社会人も含めてのことなのかも分からない。 | 井上委員 | 「こども」「若者」について、注釈を追記し、本計画における定義づけを行います。<br>なお、注釈は本計画において最初に「こども」「若者」を使用する箇所に記載いたします。 |
| 66 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-2-2学校教育 | 今後、外国籍の児童の増加が想定される中で、日本語教育以外の問題に触れていないのが気になる。<br>生活習慣の問題や保護者との意思疎通の問題など、学校のみ、あるいは学校教育課のみで解決するのが難しいことに関して、他課との連携や、例えばだがＰ６１に出てくる国際交流センターにも協力を仰ぐなど、「4　みんなで人を育てる体制・環境づくり」で何かしら言及できないか。 | 井上委員 | 外国籍児童・生徒に関しては、様々な課題が想定されますが、まずは学校生活や学習の基盤となる日本語の定着を最優先に支援することが必要と考えています。その上で必要に応じて関係機関と連携し、学習や生活面のサポートを充実させていきたいと考えていることから、原文どおりといたします。<br>なお、全世代を通じた外国人市民への生活支援等については、P.61「基本施策3-1-3多文化共生」取組施策１に記載しております。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 67 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-2-2学校教育 | ＜主要課題＞<br>「児童・生徒が自らの意志で、自ら主体的に学んでいくことが必要です」とあるが、2018年に改訂された保育所保育指針の重要な柱の一つに子ども自身が遊びや生活の中で、興味や関心に基づいて自ら学びを深めていくという、能動的なプロセスを重視している。乳幼児に関しては、どこに記載されているのか。 | 下田委員 | 基本施策2-2-1こども・若者育成支援（P.48-49）において、＜主要課題＞1点目に「～こどもの主体性を伸ばし「自立力」や「自律力」を育むことができるよう～」と記載するとともに、取組施策１「幼児教育の質の向上」に主体性を育むための取組を記載しております。 |
| 68 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-2-2学校教育 | ＜主要課題＞<br>「学校施設の改築や長寿命化、大規模改修などを計画的に進めていくほか、時代の変化に合わせた学校施設のあり方を検討していくことも必要と考えられます」とあるが、学ぶ場所でもあり、避難所としての機能もある。 | 下田委員 | 基本施策2-2-2学校教育（P.52）＜主要課題＞7点目では、「防災力の向上なども踏まえながら～」と記載しており、学校施設の防災性確保を意図した内容としております。 |
| 69 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-2-2学校教育 | 取組施策４ みんなで人を育てる体制・環境づくり<br>「総合教育センターについて、習志野の教育のシンクタンク機能」のシンクタンク機能とはどんな機能かわからない。 | 下田委員 | データバンク機能や情報の収集・分析などの役割を「習志野の教育のシンクタンク機能」と表したものです。<br>教育を取り巻く環境が大きく変わる中、将来を見据え、デジタル教材や学力の分析結果におけるデータバンク機能の強化を図っていくことが必要です。また、教育に係る情報の収集・分析を行うことにより、質の高い教育を推進するための先端技術の導入や、根拠に基づいた先導的な学習支援を目指していきます。 |
| 70 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策<br>2-2-2学校教育 | 近年、若年者の犯罪や問題として、特殊詐欺、闇バイト、麻薬、恋愛商法（押しホスト問題等を含む）等が話題となります。子供たちを守り、犯罪に巻き込まれないようにする観点から、「かかわらない」「巻き込まれない」ための犯罪リテラシーに関する教育について触れても良いように考えます。 | 中川委員 | 基本施策1-2-3防犯・交通安全の取組施策１「犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進」の4点目（P.31）において、「市民のライフステージに応じた効果的な情報発信及び防犯教育」に取り組む旨を記載しており、犯罪リテラシー教育を包含する記述となっていることから、原文どおりといたします。 |
| 71 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-3-1子育て支援 | 取組施策１ 保育環境と保育サービスの充実<br>「こども誰でも通園制度」について<br>2023年度からモデル事業として一部の自治体で試行的に実施されており、2024年度には実施自治体が大幅に増えている。2025年度には、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、さらに多くの自治体で試行事業が拡大している。習志野市は、現状の状況の記載は必要ではないか。 | 下田委員 | 本市では、市立向山こども園において、令和8年1月から先行実施する予定としており、私立施設においては、令和8年4月以降の開始に向けて、現在、認可等の準備を進めている状況であります。<br>前期計画における現状の追記については、多様な保育サービスの一つとして羅列しているものであることから不要と考えます。<br>また、注釈の記載を一部修正しより分かりやすい表現とします。 |
| 72 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-3-1子育て支援 | 取組施策１ 保育環境と保育サービスの充実<br>放課後児童会（学童保育）について<br>「受入れ可能人数を確保するため、余裕教室を活用するなどの施設整備を推進します」とあるが、各小学校に余裕教室が確保され、子どもが快適に生活できる空間になっているのか。 | 下田委員 | 小学校に余裕教室がある場合は、余裕教室を借用しております。保育面積を確保することでこどもが快適に生活できる環境整備に努めています。<br>なお、当該箇所につきましては、御意見を踏まえ、「併せて、希望する児童を受け入れ、快適な生活空間を提供できるよう、余裕教室を活用するなどの施設整備を推進します。」に修正いたします。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 73 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策2-3-1 子育て支援 | 「母子保健」という単語が法律において使われていることや、産褥期においては母の健康も非常に重要なことであることから、「母子」という言葉を使うこと自体に異論はない。一方で、「共働き家庭が増加している中」と明記しているにもかかわらず、「父」という単語が１回も出てこないのは、さすがに８年後に見たら時代遅れすぎるのではないか。産前の母親学級への父の参加や、父が子を定期健診や日常の病院に連れていくことも年々増えてきている。父になる人への情報提供など、父親へのアプローチも一言入れておくべきかと思う。 | 井上委員 | 御意見を踏まえ、P.55「取組施策3　母子保健活動の充実」に、パートナーの妊娠出産育児期への関わり方について追記いたします。<br>「➢母やパートナー等の子育て家族が、家庭内や地域で孤立感を抱かず、必要に応じて支援を得ながら育児ができるよう、相談対応や情報提供を行います。」 |
| 74 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-1-1 地域コミュニティ<br>基本施策3-1-3 多文化共生 | 当該資料「習志野市前期基本計画（素案）」中で、個別計画の記載のないものがいくつかある。基本施策3-1-1地域コミュニティ、3-1-3多文化共生。<br>これらは今後何かの個別計画に取り組むのか。 | 斉藤委員 | 現時点では、個別計画を策定する考えはありません。<br>本計画で定める目的を達成するため、各種施策に取り組み、また、今後策定する実施計画に基づく事業を推進することで、着実な進行に努めてまいります。 |
| 75 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-1-1 地域コミュニティ | 取組施策１ 自治会等活動の持続可能性の向上<br>「各種補助事業」とは何かわからない。 | 下田委員 | 各地区の町会・自治会等で構成される連合町会に対し、その運営費を補助する「地区連合町会運営費補助金」や町会・自治会等が実施する集会所整備に対し補助金を交付する「地域集会所施設整備事業補助金」等を指します。<br>これらの補助金等の各種支援制度につきましては、市ホームページ等へ掲載するとともに、自治活動支援制度を冊子にまとめ、毎年４月に町会長・自治会長の皆様へ送付し、周知を図っております。<br>なお、前期基本計画においては全施策を通じて、具体の補助事業名称は掲載しないこととしております。 |
| 76 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-1-1 地域コミュニティ | 取組施策２ 地域活動のデジタル化<br>支援金など、現金以外の決済手段（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済などの普及を検討してほしい。 | 下田委員 | 地域行事の開催にあたり、市民が町会・自治会等に支払う協賛金等の支払い方法につきましては、各町会・自治会等に委ねるところでありますが、概ね現金での支払いであると認識しております。<br>若者や現役世代の地域活動への参加促進の観点からも、各町会・自治会等が協賛金及び会費等の集金の方法として、キャッシュレスの導入を希望される際に、市としてどのような支援ができるか調査、研究してまいります。 |
| 77 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-1-1 地域コミュニティ | 取組施策２ 地域活動のデジタル化<br>「多忙などを理由に参加していなかった若者や現役世代の地域活動への参加」だけではなく、自治会を運営している世代とのニーズの違いがあると考える。 | 下田委員 | 本項は、自治会に限らず「地域活動」全般のデジタル化について記載しております。御意見のとおり、自治会を運営している世代と市民ニーズの違いなどの課題を踏まえ、取組施策1「自治会等活動の持続可能性の向上において、多様な世代の町会・自治会等に対する関心を高めるための広報推進や、町会・自治会等の実情や意向の把握に努める旨を記載しております。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 78 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-2-4 多様な生きがいづくり | 取組施策１ 高齢者の生きがい対策と社会参加の促進<br>老人クラブは、高齢化によって加入者は増加しているのか。近年は、６０歳以上の人が、「老人クラブ」に入る以外にも様々な選択肢があるように思われる。増加、活性化させるための計画をしていくのか。 | 下田委員 | 老人クラブの加入者については、高齢化が進む中、クラブ数、会員数とも年々減少しているのが現状です。会員数の増加策としては連合会役員がクラブのない地区のまちづくり会議に参加させていただき、老人クラブの活動等の説明を行い、クラブ設立の声掛けを実施している他、行事の際は掲示板にチラシを掲載し、クラブ未加入者の参加も呼び掛けているところです。また活性化については、市内各地でレクリエーション・スポーツを開催するなど、高齢者の移動の負担を少なくし、気軽に参加できる事業を行っており、参加者からも好評です。今後も各地域で取り組める事業を検討しています。 |
| 79 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-3-1 産業基盤 | 取組施策３ 産学官連携の推進によるものづくり人材の支援<br>産学官連携プラットフォーム事業の説明文が必要ではないか。 | 下田委員 | 御意見を踏まえ、、「産学官連携プラットホーム事業」の注釈を追記いたします。 |
| 80 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-3-2 商工業 | 取組施策２ 地域に根ざした産業の育成と担い手の確保<br>「従業員のスキルアップやブランディング」とあるが、企業・事業者のスキルアップ、何をブランディングするのかわからない。 | 下田委員 | 産業の育成として、市外の競合相手との差別化を促進するためには、「従業員のスキルアップやブランディング」が必要不可決と考えますが、現状、行政から企業へアプローチできる具体的施策について、説明並びに明文化できないことから、削除することといたします。<br>よって、本項は「産学官連携による新技術・新製品の開発を支援するなど、特色あるものづくりができる環境を整備します。」といたします。 |
| 81 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-3-3 都市農業 | 農業人口の相対的減少と人口減少によって、農業人口が今後も減っていくことが考えられます。そのため、長期計画の観点からスマート農業による合理化について触れても良いと考えます。<br>応用事例（参考）：<br>・ドローン農薬散布による負担軽減やドローン免許の取得支援<br>・IoT技術を利用した気象，病害虫検知，自動給水<br>・トレーサビリティプラットフォームの構築 | 中川委員 | 本市の農業は比較的小規模な農地が多く、大規模圃場を前提としたドローン散布などの技術については、導入効果が必ずしも十分に発揮されにくい面があります。また、センサーによる気象や土壌状態のデータ収集、病害虫の発生予測など、IoTの活用については省力化につながる可能性があるものの、各農業者の営農形態や方針が多様であるため、一律に導入を進めることは難しい状況にあります。このような状況を踏まえ、本市全体の農業振興の方針として本計画へ記載することは見送ることといたします。 |
| 82 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-3-3 都市農業 | 習志野市は、現状として農地が減少しているのではないのか。 | 下田委員 | 国が5年ごとに実施する統計調査「農林業センサス」では、本市の経営耕地面積は減少傾向にあります。減少傾向である現状を踏まえた取組施策を記載しております。 |
| 83 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-3-3 都市農業 | 取組施策１ 持続的な農業経営の支援<br>地元農作物及び農産物加工品は、どのような物があるかわからない。 | 下田委員 | 本市の農産物は、春夏にんじんやネギが多く栽培されてきましたが、近年では季節ごとに多様な農産物を少量多品目で栽培する取組も盛んに行われています。また、一部のにんじんやネギ、葉物野菜には、ご当地キャラクター「ナラシド♪」を印刷した梱包資材を使用し、ＰＲに努めている。農産物加工品については、最近では習志野市産トマトジュースなどを農業者が製造しており、本市としても様々な角度から支援を行っております。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 84 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-3-4 シティプロモーション | 取組施策２ 観光の振興<br>「ドラマや映画などの映像作品のロケーション誘致に積極的に取り組み、いわゆる聖地巡礼の観光誘客を図ります」とあるが、千葉県フィルムコミッション、ジャパンフィルムコミッションに登録はしていないのか。 | 下田委員 | 本市は千葉県フィルムコミッションに加入してドラマ・映画等のロケーション誘致を図っておりますが、それに加えてホームページやＳＮＳ等による情報発信にも取り組むものです。 |
| 85 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-3-5 就労・雇用 | 厚生労働省の「令和６年版厚生労働白書の」が抜けている。 | 下田委員 | 誤記のため、修正いたします。 |
| 86 | 資料2-1 前期基本計画（素案）令和7年8月13日版 | Ⅲ-3将来都市像を実現するための3つのピース | 基本施策3-3-5 就労・雇用 | 取組施策１ 就労・雇用の支援<br>働きたい時間と働いてほしい時間をマッチングするスキマバイトサービスを活用して職場の雰囲気を知り、就職するケースもある。多様な働き方を求める人への取り組みを入れてはどうか。 | 下田委員 | 現状にあっては、ご意見にある「スキマバイトサービス」に対する情報が不足しているとともに、地域経済団体からも要望や話題に挙がっていないため、本計画への掲載は見送ることといたします。なお、基本計画と同時期に定める産業振興計画への掲載について検討してまいります。 |
| 87-1 | 全般に係る意見 | － | こどもについて | 2023年4月に発足したこども家庭庁は、「こどもまんなか」の理念に基づき、少子化対策、児童虐待、貧困、いじめ、障害児支援などに関する業務を一本化し、子どもや子育て家庭が直面する課題を包括的に解決していくことを目指している。<br>①「こどもの意見を聴く仕組みづくり」をどのように考えているのか | 下田委員 | ①こども・若者に関連する計画等の施策策定過程において、こども・若者当事者の意見を聞き、反映するための取り組みを全庁的に推進していきます。<br>また、本市のこども・若者施策等を推進するための総合計画である「こども若者まんなか計画」の策定、進捗管理及び実施状況の点検評価を行う審議会である「習志野市子ども・子育て会議」への「若者」委員の登用に向け、現在、検討を進めております。 |
| 87-2 | 全般に係る意見 | － | こどもについて | ②「子育て支援の強化」では、出産・子育て関連の経済的支援の拡充、保育園・Ｉこども園や学童保育の待機児童問題の解消をどのように考えているのか。また、東京23区では待機児童が解消され、0歳児の枠をなくしている保育園もある。将来の保育園、こども園の再配置については、どのように考えているのか。 | 下田委員 | ②子育て関連の経済的支援の拡充については、国のこども未来戦略における「加速化プラン」に盛り込まれた児童手当や、子どもの医療費助成の対象年齢の拡大、複数のこどもがいる世帯の保育料の軽減、ひとり親家庭への就労支援等を実施しております。<br>保育における待機児童数については、これまでの認可保育所等の誘致、市立保育所の私立化、市立幼稚園のこども園化等の取り組みにより大幅に減少しており、今後、解消されるものと見込んでおります。<br>なお、今後、鷺沼特定土地区画整理事業により、当該地区での保育需要が増大することが見込まれておりますが、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な施設整備を行ってまいります。<br>また、本市におきましても就学前人口の減少等により、将来的に、私立施設の運営が困難となる状況が生じることも懸念されることから、市立保育所は私立化をせず、市立こども園は地域の子育ち・子育ての拠点として、それぞれ存続することとします。<br>出産・子育て関連の経済的支援については、国の妊婦のための支援給付事業によって、安心して出産・子育てができるよう経済的支援を実施しています。 |
| 87-3 | 全般に係る意見 | － | こどもについて | ③「いじめや不登校への対策」については、どのように考えているのか。 | 下田委員 | ③いじめ・不登校の未然防止と早期対応は重大な課題として捉えております。学校、教育委員会、関係機関で連携しながら取り組んでいくことが大切であると考えております。<br>また、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を進めるとともに、安心して学べる環境づくりに取り組んでおります。 |

習志野市長期計画審議会委員への意見照会（R7.8.28～R7.9.11）における委員意見とご意見に対する市の対応

| No. | 資料種別 | 分類1 | 分類2 | 質問及び意見概要 | 委員名 | いただいたご意見への対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 87-4 | 全般に係る意見 | － | こどもについて | ④「障がい児支援」では、障がい者手帳や療育手帳などの認定を受けていない状態のこどもが増えているように感じる。保護者へ身近な相談窓口や専門機関に相談できることを伝えるのが難しいケースも見られる。このようなケースに関しての考えはあるのか。 | 下田委員 | ④教育機関では診断書や発達検査の結果により配慮を受けられる傾向にあるため、保護者は必ずしも障がい者手帳を取得する必要性を感じていないものと思われます。利点を感じないと障がい者手帳の取得や専門機関への相談は行わないため、まず最初に児童に携わっている機関が児童に対する困りごとを保護者に共有することが必要です。<br>その上で障がい者手帳の取得や専門機関への相談を選択肢の一つとして保護者へ情報提供することで児童に適した支援に繋がりやすいと思われます。<br>児童期に適した支援に繋がらなかった場合においても、学校卒業し社会人を経験する中で環境に適応できなかったことで障がい者枠での就労を望み、障がい者手帳を取得されるケースは多々あります。いずれにせよ本人や保護者の意思決定が必要であるため、教育機関や福祉の支援機関は助言に留まざるを得ない状況と言えます。 |
| 88 | 全般に係る意見 | － | 保育・学校 | 習志野市のホームページでは、保育所、幼稚園、こども園、小中学校という項目に分かれて情報提供がされている。習志野市接続期カリキュラムの資料などを読むと、習志野市幼保小関連では、目的「幼児教育から小学校教育への円滑な接続を目指し、互いに教育内容や指導 方法について相互理解を図り、それぞれの指導に活かす」が示されている。乳幼児期（保育所、こども園、幼稚園）から小学校への接続、小学校から中学校への接続についての記載が、Ｐ４８にあってもいいと感じる。 | 下田委員 | P48「2-2-1こども若者育成支援」では、こどもの成長についての取組内容となっていることから、接続については記載しておりませんが、幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、接続期カリキュラムを作成し取り組んでおります。 |
| 89 | その他 | － | 施設名について | 令和7年4月1日現在、指定管理制度導入施設が29施設ある。基本計画の中で、「谷津干潟自然観察センター等」「プラッツ習志野（生涯学習複合施設）」「谷津バラ園」の施設名がある。P78では「観光資源」には「谷津バラ園」と明記されているが、指定管理制度を導入している施設において、基本計画期間と指定管理期間が異なっている場合は、どのような対応をしていくのか。「プラッツ習志野（生涯学習複合施設）」は、令和21年8月31日までの期間であるが、基本計画との整合性をとるために指定管理者が年度計画に反映するように計画を策定するようにしていくのか。 | 下田委員 | 指定管理者制度では、仕様書において管理業務の内容、事業のサービス水準、自主事業の実施等を定めていますが、個別具体的な事業内容までは規定しておりません。各年度の具体的な事業内容は、毎年度作成する事業計画書に定めており、事業計画の策定に当たっては、基本計画の趣旨に沿った事業内容としています。 |
| 90 | その他 | － | － | 津田沼駅南口再開発の延期は多くの事業に影響が出ることが必至と考える。基本方針にもその文言を入れることを提案します。 | 宮入委員 | JR津田沼駅南口地区における市街地再開発事業は現在一時中断していますが、中断期間や中断期間中の施設の取り扱いについては施行予定者協議中となっていることから、計画への記載は見送っております。<br>なお、本計画の作成にあたっては、JR津田沼駅南口地区における市街地再開発事業の一時中断を考慮した内容で作成しております。 |